

医療情報ヘッドライン ①

● 厚生労働省 医療費適正化施策の基本的方針

厚生労働省 医療費適正化に関する施策の基本方針を明らかに 都道府県で達成すべき目標などについても言及

厚生労働省は9月9日、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針を明らかにした。基本的な方針には、「都道府県医療費適正化計画の目標の参酌標準」や「都道府県医療費適正化計画の作成、評価に関する基本的事項」などを盛り込んだ。

住民の健康の保持の推進に関し、都道府県で達成すべき目標としては、2012年度の参酌標準で

- ① 特定健康診査の実施率を70%
- ② 特定保健指導の実施率を45%
- ③ メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率を2008年度比10%

と設定している。2015年度の目標値は特定健康診査の実施率が80%、特定保健指導の実施率が60%、メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率が2008年度比25%。

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針 (参酌標準関連)

● 住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標

(1) 特定健康診査の実施率

平成24年度において40歳から74歳までの対象者の70%以上が特定健康診査を受診することとする。

(2) 特定保健指導の実施率

平成24年度において、当該年度における特定保健指導が必要と判定された対象者の45%以上が特定保健指導を受けることとする。

(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

平成20年度と比べた、平成24年度時点でのメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を、10%以上の減少とする。

また、医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県で達成すべき目標の考え方について

は「療養病床の病床数」や「平均在院日数」に言及。平均在院日数に関する数値目標については「2006年の病院報告における各都道府県の平均在院日数から、2006年の病院報告における各都道府県の平均在院日数と同年の最短の都道府県の平均在院日数との差の3分の1（これを上回る数字としても差し支えない）の日数を減じたものとする」とした。

● 医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標の考え方

(1) 療養病床の病床数

平成24年度末時点での療養病床の病床数
= ① と ② により設定する

① 各都道府県における $a - b + c$

a 医療保険適用の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。以下「医療療養病床」という。）の現状の数（平成18年10月）

b 医療療養病床から介護保険施設等に転換又は削減する見込み数（平成18年10月）
(医療区分1) + (医療区分2) × 3割

c 介護保険適用の療養病床から医療療養病床へ転換する見込み数（平成18年10月）
(医療区分3) + (医療区分2) × 7割

② 都道府県は上記の数をもとに、計画期間中の後期高齢者人口の伸び率、並びに救命救急医療の充実、早期リハビリテーションの強化による重症化予防、在宅医療及び地域ケアの推進に関する方針等を総合的に勘案し、それぞれにおける実情を加味して設定する。

(注) 全国レベルでの療養病床の目標数は、各都道府県における設定状況を踏まえて設定する。

(2) 平均在院日数に関する数値目標

平成18年の病院報告における各都道府県の平均在院日数から、平成18年の病院報告における各都道府県の平均在院日数と同年の最短の都道府県の平均在院日数との差の1/3（これを上回る数字としても差し支えない。）の日数を減じたものとする。

日本医師会「医師の職業倫理指針」を改訂 個人情報保護法の施行に関する事項、異状死の届出などについて大きな見直し

日本医師会は9月10日の定例記者会見で、「医師の職業倫理指針〔改訂版〕一平成20年6月一」を刊行したことを明らかにした。

同指針は2004年2月の「医師の職業倫理指針」の改訂版。2006年度および2007年度の「会員の倫理・資質向上委員会」での検討結果を踏まえたもので、「第1章 医師の責務」、「第2章 終末期医療」、「第3章 生殖医療」、「第4章 人を対象とする研究と先端医療」の4章で成り立っている。2004年の「指針」に比べて、個人情報保護法の施行に関する事項、異状死の届出、医療事故の報告などについて大きな見直しを行った。

また、重要な問題である終末期医療を第2章として独立させた。第3章には最新の知見と解説を盛り込むとともに、新たな項目として着床前診断を追加。第4章では所用の見直しを行うとともに、「臨床研究に係る利益相反」を新たな項目として追加した。

日医の羽生田俊常理事は本指針について、医学・医療の急速な進歩や社会状況の変化に応じて改訂作業を行ったと説明。本指針が6月10日開催の第4回理事会において、日医における会員の倫理規範の1つとして承認されたことを公表した。

そのうえで、地域医療の崩壊が叫ばれている昨今、国民の信頼に応えられる医師の質の向上という観点からも、日医会員あるいは会員外の一般の医師に、どのように広く浸透させるかが今後の課題であるとし、今期の「会員の倫理・資質向上委員会」では、倫理教育の確立に向けて、諸外国での例を交えながら検討していくとした。

同指針は医学部卒業生などにも配布する。また、日医のホームページにも載せ、会員以外の医師や一般の人たちも閲覧できるようにしている。

